

第 1 9	休止中の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出
--------------	---------------------------------

23年改正省令附則第9条に定めるもののほか、休止中の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出に必要な事項は、次のとおりとする。

1. 届出方法

屋外タンク貯蔵所1基毎に届け出すること。

2. 届出書の記載要領

申請書の記載要領は、第2編（P43）を参照すること。

提出部数は、1部とすること。